

令和6年1月23日

岡山県経営者協会  
会長 野崎 泰彦 殿

岡山労働局 職業安定部長

派遣労働者の公正な待遇の確保のための派遣料金配慮義務について（お願い）

県内の労働行政の展開については、平素から格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年4月1日に働き方改革関連法による改正労働者派遣法が施行され、派遣労働者の待遇改善に向けて、より一層踏み込んだ法令整備がなされたところであり、派遣労働者が就業するに当たっての待遇改善を図る取組を、当室においても具体的に推進しているところでございますが、当該関連法により新たに整備された規定のうち、下記の取扱いについて貴団体を通じて会員企業の皆さまに御周知いただきたく、資料等を別添のとおり送付させていただきますので、改正労働者派遣法の趣旨及び派遣労働者の待遇改善の意義等について御理解のうえ、成長と分配の好循環の実現への取組に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、当該取組に係るお問い合わせ等ございましたら、岡山労働局需給調整事業室（086-801-5110）までお問い合わせいただきますよう併せてお願い申し上げます。

## 記

### 1 派遣先企業の派遣料金の配慮義務について

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律【第26条第11項】

「労働者派遣の役務の提供を受けようとする者及び派遣先は、当該労働者派遣に関する料金の額について、派遣元事業主が、第30条の4第1項の協定に係る労働者派遣以外の労働者派遣にあつては第30条の3の規定、同項の協定に係る労働者派遣にあつては同項第2号から第5号までに掲げる事項に関する協定の定めを遵守することができるものとなるように配慮しなければならない。」

⇒派遣元事業主が派遣労働者の公正な待遇を確保するため、派遣先に雇用される通常の労働者との間の均等・均衡待遇の確保のための措置及び一定の要件を満たす労使協定に基づく待遇の確保のための措置を行う場合には、これらの措置を行うための原資を確保することが必要となるため、労働者派遣の役務の提供を受けようとする者及び派遣先に対し、派遣料金に関する配慮義務を課すこととしたもので、具体的には下記の事項にも留意が必要と

なります。

イ この派遣料金の配慮義務は、労働者派遣契約の締結又は更新の時だけでなく、当該締結又は更新がなされた後にも求められること。※「派遣先指針」第2の9の(2)のイ

ロ 派遣先は、派遣料金の決定に当たっては、派遣労働者の就業の実態、労働市場の状況、当該派遣労働者が従事する業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度並びに当該派遣労働者に要求する技術水準の変化等を勘案するよう努めなければならないこと。※「派遣先指針」第2の9の(2)のロ

ハ 派遣元事業主からの要請があるにもかかわらず、派遣先が派遣料金の交渉に一切応じない場合や、派遣元事業主が法第30条の3又は法第30条の4第1項に基づく賃金を確保するために必要な額を派遣先に提示した上で派遣料金の交渉を行ったにもかかわらず、派遣料金が当該額を下回る場合には、配慮義務を尽くしたとは解されず、指導の対象となり得るものであること。

## 2 リーフレット

別添「派遣社員を受け入れるときの主なポイント」P3～P4において記載されている通り。

※PDF⇒厚生労働省ホームページ

ホーム >

政策について >

分野別の政策一覧 >

雇用・労働 >

雇用 >

労働者派遣事業・職業紹介事業等の適正な運用 >

労働者派遣事業 >

⇒労働者派遣制度の概要

派遣社員を受け入れるときの主なポイント 派遣先の皆さまへ（制度の概要）